

松戸市親元近居・同居住宅取得補助金

Q&A集

- ☑よくある質問集をまとめています。
- ☑各種申請時やお問合せ前にご活用ください。
- ☑ホームページ・よくある質問集に記載のない事項については、直接メールやお電話にてお問合せください。

【お問合せ先】

TEL 047-366-7366

MAIL mcjuutaku@city.matsudo.chiba.jp

※注意事項※

本補助金は、住宅取得にかかる契約前（建物の売買契約および工事請負契約等の前）に『事前相談書』の提出が必要となります。

※住宅引き渡し前や建物登記前ではありません※

上記契約後の『事前相談書』の提出は受け付けておりませんのでご注意ください。

目次

●事前相談について①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

- [Q1.なぜ、契約前に事前相談書の申請が必要なのか？](#)
- [Q2.事前相談書の提出は、いつまでにすればいいのか？](#)
- [Q3.事前相談書に記載の契約予定日とは、何をさすのか？](#)
- [Q4.事前相談書を提出後、いつから建物売買契約可能か？](#)
- [Q5.土地の契約済みであるが、建物の契約をまだしていない場合、対象になるか？](#)
- [Q6.補助対象物件や契約業者が変更となった場合、どうすればいいか？](#)

●事前相談について②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

- [Q7.遠方に住んでおり契約前に事前相談書の提出を行うことが困難だがどのようにしたらいいか？](#)
- [Q8.工程表が手元にない場合は。](#)
- [Q9.見積書とはどのようなものを用意すればいいか？](#)

●補助要件について①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- [Q10.現在、妊娠中だが、子育て世帯の対象になるか？](#)
- [Q11.若者夫婦世帯の42歳以下とはいつ時点か？](#)
- [Q12.交付申請日における年齢は、どのように計算するのか？](#)
- [Q13.事前相談時は中学生以下の子どもがいたが、交付申請時には高校進学をしており中学生以下の子どもがいなくなる場合、補助対象となるか。](#)
- [Q14.事前相談時は若者夫婦世帯として、夫婦ともに42歳以下だったが、交付申請時に夫婦のどちらかが43歳になる場合、補助対象となるか。](#)
- [Q15.松戸市結婚新生活住宅支援事業と併用可能か？](#)

●補助要件について②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- [Q16.事前相談書提出時点で若者夫婦世帯として申請済みだが、交付申請時点で出産した場合はどのように交付申請するべきか？](#)
- [Q17.親の持家を購入予定だが対象か。](#)
- [Q18.3親等内の血族および姻族並びに配偶者とは具体的に誰をさすか。](#)
- [Q19.親と一緒に購入予定だが、対象になるか。](#)
- [Q20.同居する場合の同一の住宅とは、どのような住宅か？](#)
- [Q21.『市税の滞納がないこと』の市税とは具体的に何税のことか。](#)

●補助要件について③・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

- [Q22.マンション等の住戸専有面積の基準は、どのように決まっているのか。](#)
- [Q23.マンション等で近居する場合、面積要件として専有面積が6.5㎡以上とあるが、登記面積が6.5㎡未満の場合は、対象になるか？？](#)
- [Q24.屋根裏収納やロフトは補助対象面積に含まれるのか？](#)
- [Q25.補助対象面積の考え方は。店舗併用型住宅やビルトインガレージがある場合の面積は補助対象面積に含まれるのか？](#)

● 交付申請について① 9

[Q26. 事前相談書提出後に契約し、建物完成が来年度になる場合、この補助金は申請可能か。](#)

[Q27. 住宅取得にかかる契約日が事前相談書提出日よりも前だった場合交付申請は可能か？](#)

[Q28. 住宅取得\(登記\)日とは、いつのことか？](#)

[Q29. 市外転入加算を受ける予定だが、交付申請前に松戸市内の別住所へ転入した。](#)

[_____ 交付申請で市外加算申請は可能か？](#)

● 交付申請について② 10

[Q30. 子育てエコホーム支援事業や子育てグリーン住宅支援事業との併用可能か？](#)

[Q31. 他の補助金を申請することになり、松戸市の本補助金の申請を取りやめたいが](#)

[_____ どのようにすればいいか？](#)

[Q32. 振込先を申請者以外の口座で申請可能か？](#)

[Q33. オンライン申請時の添付資料について、住宅取得にかかる契約書や建物の登記](#)

[_____ 事項証明書は、コピーの画像添付でもいいのか。](#)

[Q34. 契約書はどの部分をデータ提出すればいいのか。](#)

● 交付申請について③ 11

[Q35. 電子契約書で契約締結日の記載がない。](#)

[Q36. 近居または同居する住宅の位置図とは？](#)

[Q37. 建築確認検査済証とは？](#)

[Q38. 建築基準法の規定による検査済証の交付をうけていない場合どうすればいいか？](#)

[Q39. 耐震性が確保されていることが証明できる住宅とはどのような住宅か。](#)

● 交付申請について④ 12

[Q40. 住宅取得に係る領収書とは具体的にどのようなものか？領収書が手元にな](#)

[_____ い場合、代用できるものはあるか？](#)

[Q41. 登記情報提供サービスから取得した登記情報を印刷して交付申請可能か？](#)

[Q42. 申請から補助金の振込まで、どれくらいかかるのか？](#)

[Q43. オンライン申請の審査状況を確認したいがどのように確認すればいいか？](#)

● 事前相談について①

Q1. なぜ、契約前に事前相談書の申請が必要なのか？

A1. 本市に住宅を取得する動機付けとなることを目的としているからです。

Q2. 事前相談書の提出は、いつまでにすればいいのか？

A2. 建物工事請負または建物売買契約を締結する前に申請してください。建物工事請負または建物売買契約締結後は補助対象となりません。

Q3. 事前相談書に記載の契約予定日とは、何をさすのか？

A3. 同居または近居される住宅を取得するための最初の契約予定日になります。土地のみの売買契約や変更工事請負契約は対象とはなりません。

Q4. 事前相談書を提出後、いつから建物売買契約可能か？

A4. 事前相談書の提出後であれば契約できます。事前相談時に書類不備等ある場合は、受付できないため早めに事前相談にお越しくください。

Q5. 土地の契約済みであるが、建物の契約をまだしていない場合、対象になるか？

A5. 対象になります。土地と建物と一緒に契約される場合は、契約前に事前相談書の申請をしてください。

Q6. 補助対象物件や契約業者が変更となった場合、どうすればいいか？

A6. 変更になる物件（業者）の契約前に再度事前相談書の提出を行ってください。



● 事前相談について②

Q7. 遠方に住んでおり契約前に事前相談書の提出を行うことが困難だがどのようにしたらいいか？

A7. 委任状をご用意いただき代理の方へ申請を依頼することが可能です。
(不動産業者や松戸市在住の親世帯など) 郵送での提出は受け付けておりませんのでご注意ください。

◆代理で申請する場合の委任者の持ち物◆

- ・委任状（任意書式で可）
- ・本人確認書類（不動産業者の方が代理申請される際は名刺）

Q8. 工程表が手元にはない場合は。

A8. 建売やマンション、中古物件などの既存住宅の場合は、販売チラシ等で竣工日の記載があれば代用できます。ホームページ上で確認できればプリントアウトしたもので代用可能です。注文住宅の場合は簡易なもので構いませんので請負業者に作成していただくようご依頼ください。

Q9. 見積書とはどのようなものを用意すればいいか？

A9. 契約予定の建物の販売価格の確認をさせていただきます。資金計画表や販売チラシで代用可能です。



● 補助要件について①

Q10. 現在妊娠中だが、子育て世帯の対象になるか？

A10. 対象になります。なお、確認のため母子手帳または妊娠証明書を持参してください。住宅政策課で写しを取ってお返しします。

Q11. 若者夫婦世帯の42歳以下とはいつ時点か？

A11. 住宅取得後の交付申請日における年齢をさします。事前相談書提出時点ではありませんので、ご注意ください。

Q12. 交付申請日における年齢は、どのように計算するのか？

A12. 年齢は、誕生日の前日に加算されます。年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき年齢は加算されますので、誕生日到来前の申請にはご注意ください。

Q13. 事前相談時は中学生以下の子どもがいたが、交付申請時には高校進学をしており中学生以下の子どもがいなくなる場合、補助対象となるか。

A13. 補助対象外となります。

Q14. 事前相談時は若者夫婦世帯として、夫婦ともに42歳以下だったが、交付申請時に夫婦のどちらかが43歳になる場合、補助対象となるか。

A14. 補助対象外となります。

Q15. 松戸市結婚新生活住宅支援事業と併用可能か？

A15. 住宅取得費用を対象とする場合は併用不可です。引っ越し費用や請負工事契約が別であるリフォーム費用において結婚新生活住宅支援事業を申請する場合は併用可能です。



● 補助要件について②

Q16. 事前相談書提出時点で若者夫婦世帯として申請済みだが、
交付申請時点で出産した場合はどのように交付申請すべきか？

A16. 事前相談日以降にご懐妊・ご出産された場合は、交付申請では子育て世帯として申請をお願いいたします。なお、ご出産された場合は交付申請時に同意書の郵送をお願いいたします。

Q17. 親の持家を購入予定だが対象か。

A17. 親族（申請者の3親等内の血族および姻族並びに配偶者）から住宅を取得する場合は補助対象外となります。

Q18. 3親等内の血族および姻族並びに配偶者とは具体的に誰をさすか。

A18. 主に申請者および配偶者との続柄が親、祖父母、曾祖父母、叔父叔母等をさします。

Q19. 親と一緒に購入予定だが、対象になるか。

A19. 建物の所有権の持分割合が申請者世帯で1 / 2以上であれば、対象になります。

Q20. 同居する場合の同一の住宅とは、どのような住宅か？

A20. 親世帯と子育て世帯が共に日常生活を営むことを前提とし、親世帯が住む部分と子育て世帯が住む部分が区切られることなく、屋内で行き来ができる住宅をさします。

※同一敷地内や同じマンション内での住宅取得は、近居要件での受付となります。

Q21. 『市税の滞納がないこと』の市税とは具体的に何税のことか。

A21. 市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税です。



● 補助要件について③

Q22. マンション等の住戸専有面積の基準は、どのように決まっているのか。

A22. 住生活基本計画における居住面積水準を参考に、市場動向等を考慮し、面積要件を設定しています。

Q23. マンション等で近居する場合、面積要件として専有面積が65㎡以上とあるが、登記面積が65㎡未満の場合は、対象になるか？

A23. 専有面積が、壁芯で算定され65㎡以上あれば、対象となります。

Q24. 屋根裏収納やロフトは補助対象面積に含まれるのか？

A24. 補助対象面積は、平面図および竣工図にて示される延べ床面積に含まれる部分となります。そのため、延べ床面積に含まれない屋根裏収納やロフトは補助対象面積に含まれません。

Q25. 補助対象面積の考え方は。店舗併用型住宅やビルトインガレージがある場合の面積は補助対象面積に含まれるのか？

A25. 居住用の延べ床面積のみを補助対象面積として審査します。店舗併用型住宅等の場合やビルトインガレージ等がある場合は、該当面積を除いてください。



● 交付申請について①

Q26. 事前相談書提出後に契約し、建物完成が来年度になる場合、この補助金は申請可能か。

A26. 要件等満たし、来年度本事業が継続実施されて予算の範囲内であれば、申請可能です。

Q27. 住宅取得にかかる契約日が事前相談書提出日よりも前だった場合、交付申請は可能か？

A27. 交付申請を受け付けることはできません。松戸市オンライン申請システムより事前相談取下げ書の申請をお願いいたします。

Q28. 住宅取得（登記）日とは、いつのことか？

A28. 法務局に登記申請した日が住宅取得日をさします。建物の全部事項証明書の中段に記載されている、権利部の受付年月日をご確認ください。（登記の申請を4月25日にした場合、翌年4月24日までが申請期間となりますが、その日が土日祝日の場合は、翌日が申請期限になります。）

Q29. 市外転入加算を受ける予定だが、交付申請前に松戸市内の別住所へ転入した。交付申請で市外加算申請は可能か？

A29. 松戸市内の補助対象住宅以外へ交付申請前に転入された場合、市外転入25万円の加算はつきません。補助対象住宅への転入1年以内に松戸市に住民登録がないことが加算の要件となりますのでご注意ください。



● 交付申請について②

Q30. 子育てエコホーム支援事業や子育てグリーン住宅支援事業との併用可能か？

A30. 松戸市の本補助金は国費が充当されているため、補助対象が重複する国費を活用した補助制度との併用ができない場合があります。

Q31. 他の補助金を申請することになり、松戸市の本補助金の申請を取りやめたいがどのようにすればいいか？

A31. 事前相談取下げ書の申請をお願いいたします。事前相談書副本をお手元にご用意のうえ、松戸市オンライン申請システムよりご申請ください。

Q32. 振込先を申請者以外の口座で申請可能か？

A32. 申請者と同一名義の口座へのお振込みとなります。

Q33. オンライン申請時の添付資料について、住宅取得にかかる契約書や建物の登記事項証明書は、コピーの画像添付でもいいのか。

A33. 原本の画像データにて審査いたします。コピーの画像を添付された場合は、原本の画像データの再提出をお願いしております。なお、建物の登記事項証明書の原本は法務局で取得可能です。

Q34. 契約書はどの部分をデータ提出すればいいのか。

A34. 下記事項が確認できるよう画像データを添付してください。変更契約がある場合は、同様に添付をお願いします。

- ・所在地
- ・契約金額
- ・契約締結部分（契約両者の記名押印箇所）
- ・契約締結日

● 交付申請について③

Q35. 電子契約書で契約締結日の記載がない。

A35. 契約完了日がわかるもの（締結証明書、タイムスタンプ、契約完了メール等）を提出してください。

Q36. 近居または同居する住宅の位置図とは？

A36. 子世帯と親世帯のお住い間の直線距離（2キロメートル以内）が1枚の地図わかるものをご準備ください。

Q37. 建築確認検査済証とは？

A37. 新築戸建ての場合は、売主・施工業者から渡されます。中古物件の場合は、まず検査済証の有無を売主および不動産業者へご確認ください。

Q38. 建築基準法の規定による検査済証の交付をうけていない場合どうすればいいか？

A38. 耐震診断の結果、耐震性を有することがわかる書類（耐震基準適合証明書、住宅性能評価書、既存住宅売買瑕疵保険付保証証明書等）を提出してください。

Q39. 耐震性が確保されていることが証明できる住宅とはどのような住宅か。

A39. 耐震診断の結果、耐震性を有することがわかる書類（耐震基準適合証明書、住宅性能評価書、既存住宅売買瑕疵保険付保証証明書等）を提出することができる住宅です。

● 交付申請について④

Q40. 住宅取得に係る領収書とは具体的にどのようなものか？ 領収書が手元がない場合、代用できるものはあるか？

A40. 手付金・残代金等、住宅取得代金に要した費用のすべての領収書を添付してください。契約書の記載内容と、領収書の合計金額や支払日の整合性を審査します。

なお上記書類は、経費詳細（支払者、支払い日、支出先、但し書き『手付金・残代金等』）が分かるものをご用意ください。

領収書が手元がない場合は、銀行振り込み伝票の写し、WEB明細等をご準備ください。

Q41. 登記情報提供サービスから取得した登記情報を印刷して 交付申請可能か？

A41. 登記情報提供サービスから取得された情報は、印刷しても登記官の認証文や登記官の識印がないため登記事項を証明する書類ではありません。

建物の登記事項証明書を法務局より取得いただき、証明書原本の画像添付をお願いいたします。

Q42. 申請から補助金の振込まで、どれくらいかかるのか？

A42. 不備なく交付申請を受け付けてから、納税状況等の確認を行い審査をいたしますので1か月半ほど交付決定にお時間をいただきます。

交付決定から3，4週間後にご指定のお口座へ振込となります。

Q43. オンライン申請の審査状況を確認したいがどのように確認すればいいか？

A43. 松戸市オンライン申請システムにログインいただき、『マイページ』の利用者メニュー『申請履歴一覧』から、ご確認を希望する申請状況をご覧ください。